沼田町障がい者活躍推進計画(沼田町)

機関名	沼田町	
任命権者	沼田町長	
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)	
沼田町における	本町においては、平成30年4月からの法定雇用率引き上げに伴い	
障がい者雇用に	2名を雇用する義務が生じたが、令和元年6月1日現在において雇用	
関する課題	している障がい者は1名にとどまっており、法定雇用率を達成してい	
	ない状況となっている。	
	職員採用等においては、障がいの有無に関わらずこれまでも広く募	
	集しているところであるが、小規模自治体である本町においては、雇	
	用を希望する障がい者自体が少なく、町職員等への応募も皆無であり、	
	結果として障がい者雇用につながっていないのが実情である。	
	こうした状況下ではあるが、国が定めた指針に基づき今後における	
	障がい者雇用の促進を図るため、職員募集に係る周知方法等の見直し	
	を検討するとともに、「障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いか	
	なる偏見や差別も排除する」との理念ものと、障がいのある職員を含	
	む全ての職員が働きやすい職場環境を整えることが必要となってい	
	る。	
目標		
① 採用に関する	【実雇用率】	
目標	(令和7年6月1日時点) 2.5%	
	(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率 1.01%	
	(評価方法)毎年の任命状況通報により把握・進捗管理	
② 定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせない。	
目標	(評価方法)毎年の任命状況通報のタイミングで、人事記録等を元に	
	前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理	
取組内容		
	曜を推進する体制整備	
(1)組織面	○障がい者雇用推進者として総務財政課長を選任する。	
	○障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知	
	する。	
(2)人材面	○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内	
	に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさな	
	い場合には、労働局が開催する公務部向け障がい者職業生活相談員資	
	格認定講習を受講させる。	
<u> </u>		

2.	2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○新規採用又は部署異動その他定期時に面談等を行い、障がい者と業	
		務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検	
		討を行う。	
		○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があ	
		った場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創	
		出について検討する。	
3.	3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○障がい者からの要望を踏まえ、作業手順の簡素化や見直しを検討す	
		る。	
		○新規に採用した障がい者については、定期的な面談により必要な配	
		 慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。なお、措置を講じるに	
		当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担になら	
		ない範囲で適切に実施する。	
	(2) 募集・採	○軽易な業務に従事する旨の募集を行うなど、障がい特性に配慮した	
	用	選考方法や職務の設定を工夫し、障がい者の積極的な採用に努める。	
		○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。	
		・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。	
		・自力で通勤できることといった条件を設定する。	
		・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。	
		・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられ	
		ること」といった条件を設定する。	
		・特定の就労期間からのみの受け入れを実施する。	
	(3) その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する	
		法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の	
		場の拡大を推進する。	